

理由

最近における内外の情勢を踏まえ、国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定
附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えることが適
当でないときに適用する関税率等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。